

平成 27 年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第 2 回 定 例 会 (第 2 号)

招集年月日	平成 27 年 6 月 8 日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開会日時	開 会	平成 27 年 6 月 9 日 午前 9 時 30 分				
		議 長 佐 竹 一 夫				
及び宣告	散 会	平成 27 年 6 月 9 日 午前 10 時 34 分				
		議 長 佐 竹 一 夫				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席 11 名 欠席 名 凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	議 長	佐 竹 一 夫	○	5	岩 根 和 博	○
	副議長	黒 川 民 次 郎	○	6	山 本 幹 雄	○
	1	原 克 美	○			
	2	福 島 教 次 郎	○	8	安 田 勝 司	○
3	栗 原 進	○	10	簀 根 正 一	○	
4	藤 原 修 治	○	12	西 嶋 二 郎	○	

会議録署名員	3番	栗原進	4番	藤原修治
	職名	氏名	職名	氏名
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	町長	景山良材	住民課長	高橋武司
	副町長	樋ヶ司	健康福祉課長	木川士朗
	教育長	田邊哲也	産業振興課長	烏田正輝
	総務課長	渡邊泰文	建設課長	赤穴清
	企画財政課長	窪田英通	大和事務所長	漆谷和彦
	定住推進課長	岡先宏和	教育課長	漆谷千鳥
	出納室長	小田運博		
	職務により議会に出席した者の職・氏名	局長 三上利三		
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成27年美郷町議会第2回定例会議事日程

(第10号)

平成27年 6月 9日(火) 午前 9時30分 開会

順序	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	<p>議案質疑</p> <p>議案第44号 美郷町農村情報連絡無線施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について</p> <p>議案第45号 美郷町多機能コミュニティセンター条例の制定について</p> <p>議案第46号 美郷町税条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第47号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第48号 美郷町教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第49号 美郷町立図書館条例の制定について</p> <p>議案第50号 美郷町農業生産施設条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第51号 平成27年度美郷町一般会計補正予算(第1号)</p> <p>議案第52号 平成27年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)</p> <p>議案第53号 平成27年度美郷町下水道事業特別会計補正予算(第1号)</p> <p>議案第54号 平成27年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)</p> <p>議案第55号 平成27年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)</p> <p>議案第56号 平成27年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)</p> <p>報告第1号 平成26年度美郷町一般会計繰越明許費について</p> <p>報告第2号 平成26年度美郷町簡易水道事業特別会計繰越明許費について</p> <p>報告第3号 平成26年度美郷町下水道事業特別会計繰越明許費について</p>

3

議案の委員会付託

(開 会 午前 9時30分)

●佐竹議長

おはようございます。全員出席であります。これより会議を開きます。本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により3番・栗原議員、4番・藤原議員を指名いたします。

日程第2、議案質疑を議題といたします。これより議案第44号から報告第3号までの質疑に入ります。はじめに、議案第44号、美郷町農村情報連絡無線施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、質疑を許します。質疑はありますか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第44号の質疑を終わります。続きまして議案第45号美郷町多機能コミュニティセンター条例の制定について、質疑を許します。質疑はありますか。

●佐竹議長

1番。

●原議員

この条例の中でですね、第8条、使用料金のところがあります。この中で公益上必要があると認めるときは、第1項の使用料金を減額し、又は免除することができるというふうにありますけれども、この公益上必要があると認める場合というのは、例えばどういうものがあるか教えて下さい。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

ご質問でございます、減免、公益上必要があるものについてでございますけれども、設置の目的、活動主体、活動の内容を踏まえて、減免を決定することとさせていただきたいというふうに思います。申請の段階でその使用目的等で判断させていただきますけれども、行政が公益の必要上使用する場合と、あのお、該当するかと思いますけれども、そうした場合がございます。

●佐竹議長

1番。

●原議員

例えばですね、あのお、関連した団体がありますよね、例えば体育協会であるとか、スポーツ関係のスポ少であるとか、そういったものが使う時にはどう何でしょうかね。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●**渡邊総務課長**

基本的には使用料を頂く事になると思います。

●**佐竹議長**

6番。

●**山本議員**

あの私もちょっと使用料についてお尋ねします。冠婚葬祭の使用料金が1万5千円という事でございますので、これ1日当たりということになりますと、だいたい葬式の時には、2日は借りるという事になると思いますが、それで1万5千円が、で3万円ということですね。それと、もしここでおときの準備ということになって、調理室を借りると、更にこれプラスになることなるんでしょう。それから今度、親族等の控え室がいう事になると、研修室か何か会議室かどこか借りるという事になると、1時間当たり6千円の金を払うという事になりますが、この辺りは、他の公共施設の、例えば隣保館なんかは、どういう使い方をされとるんかちょっと分かりませんが、ありゃあ3万円か何かで、おつくり、きりというようなようなことを聞いておるような気がするんですが、その辺りとの整合性についてはどういう形になるのかちょっとお尋ねをしたいと思います。

●**佐竹議長**

番外、総務課長。

●**渡邊総務課長**

現在、美郷町の公共施設でさっきもございました、隣保館それから公民館と冠婚葬祭で使用ということで、これは1日当たり3万円という基準になっております。これは施設の構造といいますか、建物の間取りといいますか、それらを考えて全館使用、その場合には全館使用という事にならざるを得ないということで、全館使用で3万、1日3万円という規定になっております。みさと館の場合には、ちょっと全館使用、葬儀の場合に全館をご使用いただくということは、なかなか機能的に無駄といいますか、もったいないかなという気がしております、やはり部屋ごとに使用をいただくとなります。例えば大きな葬儀ですと町民ホール。あのお、普段100名程度の葬儀ですと、多目的ホール。多目的室をご利用になって、葬儀をしていただくということになろうかと思えます。そうした時に、そうしたその部屋ごとのご使用料金と、それからえ〜と、調理室、調理実習室、それから、他にも研修室等を必要な部屋をご利用いただいて、それぞれを積み重ねた料金で、冠婚葬祭の場合1日当たり、ご使用いただくということになってます。ただこの別表で掲げております料金につきましては、あの上限でございます。範囲内ということで、この範囲内で、規則で定めるといふふうにさせていただいておりますので、これはあくまでも上限の金額でございます。これを積上げられるとかなりの金額になりますけども、規則では、これより低い額を設定する予定にしておりますので、ご了承いただきたいと思えます。以上でございます。

●佐竹議長

8番。

●安田議員

えっと同じくですね、8条の、あつごめんなさい。45条の関係ですけれども、あのお冷暖房器具については、3割増しですかいね。というのはあのありますけれども、設備器具についての使用料については別に定めるとありますけれども、これはあれですか、あのお貸出備品関係だというように思うんですけれども、例えばどんなもんが、昨日ですね、中を見させてもらったんですけれども、貸出設備、器具いうと、どんなもんがあるんでしょうか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

例えばですね、まだこれは規則案ができておりませんので、例えば移動座席をご使用いただく場合には、移動座席についての料金とか、あるいは普通のこうした照明はそれぞれの部屋の使用料に含めておりますけれども、あの音響、昨日もご覧いただきました映画を映す時に、音響を流す、どう言うんですか、ミキシングをして流すものとか、特殊な照明、昨日もカラーの色んな照明をだしましたけれども、そうした照明をだす場合のご使用の時とかいうことは別に料金を定めることとしております。それから3階等に音響施設を設けておりますけど、そうしたものの使用料等が入ろうかというふうに思います。

●佐竹議長

1番。

●原議員

先程の話の中でですね、そういった設備を使う場合に、使用者がやるのか、それとも職員が行って、例えば電気の調整だとか、調光だとかですね、いうものをやるのか。いうことがひとつと、もうひとつは、これ要綱の中には、営利目的でも使えるということになってます。営利目的で使えるようになってます。その場合ですね、緊急な先程、言いました葬儀とか、そうしたものが入った時の優先順位にですね。そういったものはどういうふうにお考えでしょうか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

失礼しました。設備の操作でございますけれども、これはあのお、こうした照明ををつけていただくスイッチ類のものは、ご利用者でやっていただきますけれども、特殊な機械ですね、そうした音響それから、照明等をお使いは、中々あの出来ないと思います。出来ないし、実際行ってもちょっと支障が出る場合がございますので、専門で特殊な資格を持っておられる方等は別といたしまして、基本的には職員の方で対応させていただかないとなら

なみにですね、経費的にはどのくらいかかるんです、電気代から、1時間。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

1時間当たりという試算はしておりませんが、一応概ねの見込みで当初予算で、立てさせていただいております。あのお電気代、水道上下水含めまして、年間で638万円の予算を立てさせていただいております。それ以外には、色んなあのお設備に対しましての保守点検が必要となってまいりますので、その保守点検について、750万ばかりの予算を立てさせていただいております。以上でございます。

●佐竹議長

12番。

●西嶋議員

あんまり、しつこいようですが、以前にも、近辺の町村において、こういう建物を建てられた場合に、非常にそれが重荷なっております。で、よほどその使用料については、吟味をして立てていかんと中々途中で上げるということは難しいと思います。これが高いのか、安いのかわかりませんが、余りその一般会計から補てんをするようなことのないように設定をしていただきたいと思います。以上です。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

あの昨日も若干話があったと思うんですけど、入口、入りまして横に自動販売機があったりしまして、いわゆる飲食を伴うということをですね、調理室もありますんで、そういった成果品を部屋を食べるとかそういう行為もあろうかと思いますが、どの辺のところを、町民ホールの中で例えば弁当をひろげて食べるとかそういうような事は、許されんと思いますけど、その辺の区分けといいましようか、そのようなところは、どのようにお考えでしょうか。また、図書室、そこら辺りで、飲み物を取ったり、したりすることもあるかと思いますが、そういった辺りどのようにお考えでしょうか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

昨日、管内を見ていただきまして、そうしたご質問をいただきましたので、総務課の中でも協議をいたしまして、あの最終的な結論は出ておりませんが、あれで一定程度の制限はかけさせていただかないといけないかなという気はしております。ただ使用目的、具体的に言いますと神楽など上演する時に、果たして飲食なしで観劇だけで町民の方が満足されるかということもありますけれども、移動客席を出した場合にはそのメンテナンス

の管理上、やはり飲食については制限をかけさせていただかなければならないかなというふうに、昨日も総務課の方で、管内をみて頂いた後、協議をしたところでございます。以上でございます。それから図書室につきましての制限については、教育委員会の方からでよろしいですか。すみません。

●佐竹議長

番外、教育課長。

●漆谷教育課長

図書館の中の飲食についてですけれども、教育委員会の中、それから図書館の運営委員さんの中でも話をしたんですけれども、やはり基本的には、飲食はしないということでそういう方向で進めております。

●佐竹議長

5番。

●岩根議員

あの今、図書室で飲酒はしない。あのお、そりゃ、飲酒じゃないわ。飲食をしないということですが、健康上の問題が出てくるんじゃないかと思うんですよね。例えば、水分補給とか。これらは、どうとらえるんです、そりゃあ。あの中で勉強しながら、あるいは本読みながら、水分を補給しなければいけないというのは、出てくるんじゃないかと思えますけど、そこら辺はどうされるんです。

●佐竹議長

番外、教育課長。

●漆谷教育課長

基本的なところの姿勢は、飲食をしないということですが、先ほどご意見をいただきましたようなことも考え合わせて、今後、検討していきたいと思えます。

●佐竹議長

他に質疑はございませんか。

●佐竹議長

1番。

●原議員

はい。総務課長もおっしゃられたように、これは町民のための施設が、まあ第一義にあるというふうに思います。そういった意味で、営利目的で入る時のですね、この料金に関して、まあ料金表はありますけれども、これが妥当かどうかということもですね、できれば、もう一度お考えをされたらどうかというふうに思います。それと先程からでております飲食に関して関係ですけれども、町民ホールにつきましては、例えばあそこで結婚式をやるいうた時にはですね、必ず飲食伴ってきますので、そういった場合には、先程、総務課長言われたかもしれない。椅子を出した時にはですね、飲食だめですよと、あれがない時には、いいですよというようなこともですね、規則の方には、明確に示されたらかどうかな

というふうに思います。以上です。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

町民ホールの本館と役場との出入りがこうつながっております。ある時間をもってあそこ閉められるんでしょうけど、たまたま2階のあそこ、こう階段の上がり口のところは喫煙所になっておりまして、まあ町民の方々たぶんあの建物ができるのと本館と呼んでいいのか、本庁舎とコミュニティセンターの間を出入りされる時に、まあ結構、目にふれるということもあろうかと思います。あそこを喫煙所として認められておられる訳でありますけれど、若干、場所、変えられた方がいいんじゃないかなという思いをしております、ちょっと申し上げたようなことですが、いかがお考えでしょうか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

貴重なご意見ありがとうございます。喫煙所につきましては、渡り廊下、2階のところ出られたところか、もう少し足をのばして頂いて、職員が今喫煙するところにまで、おいでいただくかということになるかと思いますけども、なるべく、それは検討させていただきます。すみません。

●佐竹議長

9番。

●黒川議員

あのお、一緒にきた図書館の方、今もうけている、え〜と本の数をどの程度を入れる、ちょっと、お伺いしたいと思っておりますけど、どういう内容で。

●佐竹議長

番外、教育課長。

●漆谷教育課長

図書館に関しましては、ただいま、今まで長藤の集会所ですとか、それから、いきいき住民活動支援センターの方で置いておりました本、それから今のセンターが建てかわる時に、かなりの本を邑智中学校の寮の方に動かしたりしております。で、そういったものを今、登録作業しております、新たな本も含めまして一応、1万5千冊は、開館時に、入れられるものとしております。全体としては、あの開架の書架には、2万冊が入るようになっておりますけれども、中々そこまでの蔵書が今現時点では、新しいものも今回購入をさせていただくようになっておりますが、徐々に色んな必要な図書、計画を立てて購入をさせていただきたいと考えております。

●佐竹議長

他に質疑はございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第45号の質疑を終わります。続きまして、議案第46号美郷町税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を許します。質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第46号の質疑を終わります。続きまして、議案第47号美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を許します。質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第47号の質疑を終わります。続きまして議案第48号美郷町教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を許します。質疑はありませんか。

●佐竹議長

8番。

●安田議員

えっと私、聞きもらし、書き漏らしがあつてあれなんですけれども、まあのお教員住宅を一般住宅有効利用ということで言われましたけども、長藤の今の3棟6戸、で4戸は教員住宅で2戸を一般住宅へというように聞いたものですが、そこらもう1回聞かせて下さい。

●佐竹議長

番外、教育課長。

●漆谷教育課長

住宅の方は、基本的にはあくまで教員住宅として管理をしております。で、その中で、空いている住宅に関して、その空いている住宅を期限をきって、一般の方も利用できるようにするというところですので、町営住宅の方に移管をするわけではございません。今の町営住宅の方への移管も、一応、検討はしてみたんですけども、まだ文科省への報告期限のきていないものもありますので、あと、3棟6戸の中の2戸に関しては、平成28年度末で、今の制限期間が終了いたします。その時点では、また町営住宅の方へ移管ということも、また考える必要があるかと思いますが、今のところはあくまでも教員住宅として、一応、教職員の住宅、教職員を中心に考えての管理とさせていただきたいと思っております。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

10戸ぐらいで、恒常的に2部屋ぐらいが空いておるからという説明だったと思いますけど、実態的にですね、先生方はそこから、という事は8つ残っとるんですけど、8人の先生方が、そこから寝泊りをして通っておられるんですか。それとも便利がいいから、それを借りてなんか一杯飲んだ時のために使うとか、あるいは自分の荷物を置くために使うとか、そういう色々な実態があるかと思えますけれど、実態はどのようになっているわけでしょうか。

●佐竹議長

番外、教育課長。

●漆谷教育課長

現在で10戸の内8戸入居をしていただいております。えっと、どの先生方もこちらに生活の本拠を持って、一時的にまあその部屋を借りて、都合がいい時だけ泊まってというふうな使い方は、現在はしておりません。以上です。

●佐竹議長

1番。

●原議員

昨日の説明では、この10戸、大和地域の方の教員住宅というふうに理解したんですけども、邑智地域では大体どのぐらいの教員住宅があるんですかね。

●佐竹議長

番外、教育課長。

●漆谷教育課長

邑智の地域には、以前ありました古い教員住宅に関しては、すべて町営住宅の方に移管をしております。現在その教員住宅として残っておりますのは、長藤にあります10戸だけです。これも特に、大和のエリアの学校の教員だけがこれに入るというわけではなく、美郷町全域で住宅を必要としておられる先生には、こちらの方まず進めますが、例えば、住む場所とそれと通勤をする学校との関係で、邑智のエリアに住みたいと言われる先生方があれば、それはこちらの方で、その町営住宅の方と協議をして、住まわれる場所を、こちらの方で転勤される時に斡旋をいたしております。

●佐竹議長

1番。

●原議員

まああの先ほど、ご回答いただきましたけれども、まああの私も確認した訳ではないんですが、例えば邑智小中学校の教員がですね、大和地域のこの教員住宅に入居しとるといいう事をお聞きしたようなことがあります。これ私は本当にですね、邑智地域の教員でおってですね、邑智小中学校の教員でおって、その地元との関わりもなくでですね、他の地域の関わりを持つという事が、本当に教員として町立の教員としてそれでいいのかどうか。

いう事をこれを聞いた時に疑問に思いましたが、これについてはどういうふうにお考えですか。

●佐竹議長

番外、教育課長。

●漆谷教育課長

先生の住まわれる場所に関してなんですけれども、一応、転勤をなさってこられる時に、こちらの方に住宅が必要かどうかというところは、先生方個々の事情こちらで伺いながら、どこに住まわれるのがいいのかというのも、一応、考えながら住んでいただく場所を決めておりますけれども、何分にも短い期間で移動して来られるところに対応しますので、町営の住宅の方も中々タイミングよく、その例えば邑智のエリアの住宅が、中々空いているということも難しい場合があります。でまた、学校の先生ですので、今の町営住宅の基準にはちょっと当てはまらないということも多くありますので、そのこのところは、本当に3月の時点で大変苦慮しながら、先生方にご迷惑がかかからないように、住んでいただく場所というのをこちらの方は斡旋しておるんですけれども、子供達そのものの先生方、このエリア、このエリアということではなく、美郷町全体の教育を支えていただくという意味で、邑智小学校の先生、邑智中学校の先生が大和のエリアから通われても、それは、特に先生方の子供達への指導に大きな障りがあるとはちょっと考えてはおりません。その地域を挙げての教育ということになりますと、住まわれる場所ではなく、先生方が地域の方々とどれぐらい日常的に関わりを持たれるかというところ、それから地域の中に、住まわれる場所ではなく日常的に子供達と一緒に関わりを持って行かれるかというところが重要だと考えております。あのお制度として、学校支援コーディネーターという制度がございまして、地域の方々と学校とをつなぐという仕事を教育委員会の中でもそういったコーディネーターを配置してございまして、ふるさと教育というところを進めておりますけれども、教育委員会としましては、そういったところの制度を充実させて、より子供達と地域とのつながる教育活動が進めていけるようにと考えております。以上です。

●佐竹議長

3番。

●栗原議員

一般の住民の方が空いておるところにまあ、入られると、これ1年という事になっておりますが、これあのおまあ、空いておれば、また引き続いていう事も可能だということが可能だという事が書いてありますが、例えば教職員の異動があつてどうしても、そのこの場に入りたいということが出た場合は、これはどのような考え。もうそっちが優先になって、もうこれ一応、1年という事になつとるんで、これはもう一応、出てもらうというような形になるんですか。それともそれはまた教育委員会の方で一応、調整をされて、他の教職員の住宅の方へという考えをされるものか、そこらあたり、ちょっとお願いします。

●佐竹議長

番外、教育課長。

●漆谷教育課長

先程、ご指摘いただきましたところは、私どもも、やはりそういうケースが出てくるなということは考えております。あくまでこの住宅はその期限を切って、例えば本当に1年そこを借りられればいいのか、一時的にどこか入るところが必要だとかそういう場合に、町営住宅の方と色々連携をしながら、やっていかないといけないと思っておりますけれども、長期でそこに住まわれるという事は、予定をしておりますので、入っていただく際には、あくまでもそここのところをご了解をいただいた上で、運営をしていきたいと思っております。

●佐竹議長

他に質疑はありませんか。

●佐竹議長

1番。

●原議員

来られた先生がどこに住もうがですね、それはその先生の自由でございますので、それは自宅から通われてもよろしゅうございますし、大田市の方に住まわれてもいいですし、それはいいんですけども、ただあの教員の先生方にですね、せっかく来られた、その昨日の子育て支援計画の中にもありますように、地域と保護者との関係を保つという事もですね、支援計画の中にもきちっとのつとる訳ですから、コーディネータは居るかもわかりませんが、そういったことを考えますと、もっとあの先生方に住む場所もですね、選択肢を増やしてあげるようなこともですね、今後考えていくべきじゃないかというふうに思いますので、これは回答いいですけども、あのひとつよろしくお願ひします。

●佐竹議長

12番。

●西嶋議員

3番にですね、今の分ですね、1年間とするいう、先程から出ておりますが、これを果たして1年間という、例えば7月から来年の6月ということもありましようし、9月から8月という事もありましようが、先生の異動はだいたい4月のですね、その辺のところで、例えば途中で必要になった時のことは、どういう事になるでしょうか。

●佐竹議長

番外、教育課長。

●漆谷教育課長

そういった中途半端な時期にということも、確かに考えられますけれども、基本、やはり先生方の住居を確保するというを優先したいと考えておりますので、いちおう中途で入られる場合も、いちおう基本3月末までですというふうなお話をさせていただいた上

で、入居を許可する事になると思います。

●佐竹議長

9番。

●黒川議員

今の事なんですけど、1年間という期限つけてやって、その中で委員会でそれを判断するって事ですけど、この10戸あって2戸も空いているという事で、全部ふさぐという訳には、いかないんじゃないかなと思うんですけども、確実に1戸ぐらいは、そういう面では確保しなければいけないんじゃないかと思うんですけど、どんなでしょうかね。全部そのものを、一般の人が空いている部屋を全部そこを貸してもいいものか、それとも1つだけは確実に確保しておかなければ、いけないんじゃないかという事を聞きたいんですけど。

●佐竹議長

番外、教育課長。

●漆谷教育課長

1戸は、確実に確保しておいた方がというお話ですよ。はい。ちょっと、そこのところをまた教育委員会の方で今のご意見をまた参考に、少しその辺の運用を考えさせていただきたいと思います。

●佐竹議長

他に質疑はありませんか。

●佐竹議長

1番。

●原議員

さっきも運用でというような話があるんですけども、これ条例でこれ定めるわけですよ。運用というのは、いつかの時も言いましたけれども、一般住民の方にはそれ全然目に見えないんですよ。運用なんていうのは。一般住民が見て申請されるとか、期待して申請されるのは、この条例を見て申請されるんですよ。出来ればですね、条例の中とかせめて規則の中で、きちんとそういうものは整備すべきものじゃないですか。いうふうに思います。ですから、運用とかじゃなくてですね、もっとさっき言ったように、これ1年間と書いてありますけど、1年以内になおすとか、そういったようなことをですね、きちっと整理していくというふうなことを考えられた方がいいと思います。以上。

●佐竹議長

番外、教育長。

●田邊教育長

私の方から、ちょっと補足をさせていただきたいと思います。この条例あくまでも、教員さんは3月末入居を想定しております。これあの僻地学校に勤務する教職員のための補助金を使って、10戸とも建っております。で、木造ですと耐用年数24年ですので、24年経過したものは、文科省に報告せんでも、一般の人に貸すことができる。したがっ

て、26年度末に、今年の3月に4戸ほどその期限が来ましたので、一般の方を入居していただくような条例改正をしたという事です。あと随時、一部の鉄筋のがありますので、これ40年耐用年数がありますので、40年を経たんとできません。これは平成47年以降には一般の人に貸されるという事になります。あくまでも、1年間というのは上限でございまして、その後、またそこへ入る教員さんがいらっしゃらない場合は、空くので一般の方に入居していただく事は可能だよという条例になっておりますので、その辺をご理解いただきたいと思います。今の先程おっしゃった件は、この条例の中、それから運用でやっておりますが、なるべくわかりやすく今後は検討したいと思います。以上です。

●佐竹議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、条例議案第48号の質を終わります。続きまして議案第49号、美郷町立図書館条例の制定について、質疑を許します。質疑はありませんか。

●佐竹議長

6番。

●山本議員

これは本当に必要かどうか、私もようわからんのですが、この図書館の設置条例は、この図書館は、168番地に置くという事は、この場所を限定しておるわけでした、図書館の名称を従って入れても、この条例の中に図書館の名称せつかくいい名前がついとりますんで、それも入れてもいいんじゃないかと思うんですが、その辺りは必要ないということなんでしょうかね、設置条例について。ここに場所も限定してあると、168番地と限定してあることという事は、ここの図書館以外はないということだと思っんですね。それで名前があるわけですから、名称については、みさと本の森と称するとかいう形か、カッコで入れるとかいうのが必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

●佐竹議長

番外、教育長。

●田邊教育長

みさと本の森ございますが、これ多機能コミュニティセンター条例の方へみさと館と、みさと本の森ということが出ております。したがって、ここへ先にコミュニティセンター条例の方へ出ておりますので、こちらではそれを記載しておりません。議案第45号のコミュニティセンター条例の中に、168番地で、その下の3条にコミュニティセンターと町立図書館の名称を掲げております。よろしくお願ひします

●佐竹議長

8番。

●安田議員

予算のところでもちょっと質問しようかなと思ったんですが、第5条ですね、カッコ1の方であつ、ごめんなさい。間違えました。4条の方で図書館に館長、司書及びその他必要な職員を置くということがうたってありますけれども、これ予算見ると、あのお図書館のところにですね、予算が職員1名分が組んでありますけれども、この図書館へもう昨日の説明では、1階にこの受付のあれがあるけれども、実態とすれば2階の図書室の方で受付が行われるやに、今聞いたんですけれども、そういう関係で、そこに向けて町の職員を、正職をはりつけるお考えが、あるんでしょうか。

●佐竹議長

番外、教育課長。

●漆谷教育課長

図書館の司書につきましては、今年度、図書館司書を正規で採用いたしまして、これが向こうで、主になって働く予定です。で、それに嘱託員として2名を雇用しておりますので、基本的には3名でシフトを組んで、業務にあたるということになります。で、今日も色々とその放送設備ですとか、照明関係の今、研修を受けている最中ですので、その職員3名で基本的には、多機能コミュニティセンターの方の管理の方もやるということにしております。以上です。

●佐竹議長

他に質疑はありませんか。

●佐竹議長

1番。

●原議員

図書館なんですが、これ条例とはちょっと離れると思うんですけども、昨日も若干お聞きしました。閉館がまあ6時ということだそうですね。これの閉館の時間についてはですね、開館時間についてはまた規則の方で、おそらく定められるんじゃないかというふうに思いますけれども、冬時間とかですね、夏時間とかいうものもあります。そういったものも考慮されて開館時間というものは、規則の方で決められた方がいいのではないかなということを一言申し添えておきますけれども。1点だけですね、この図書館について、だいたい利用人数というのはどのぐらいですね、予定をされて、考えられておるのかということですね、お聞きしたいと思います。

●佐竹議長

番外、教育課長。

●漆谷教育課長

利用人数に関しましては、数値的なところは出しておりませんが、これまであの図書室として運営を長藤、それから開発センターの方でしてございましたけれども、その際でも、図書室としてはかなりの数の利用者があったように聞いております。それと美郷町

在住の方が、今現在利用しておられるのが、大田の市立図書館、それから三次の図書館というところで、近隣の図書館を利用しておられる方々が、今回の開館でこちらの方に、また利用していただけるというふうに考えております。これからどれぐらい町民の方が、この図書館を利用してくださるのかというのは、本当にこれから、そこで働く職員私どもが、どう工夫をして皆さんに親しんでいただける図書館を作るかというところですので、運営委員さん、それから今まで図書に関わってくださった方々、色んな方のご意見を伺いながら、いいものを作ってまいりたいと思っております。以上です。

●佐竹議長

1 番。

●原議員

このコミュニティセンター自体10数億かけてやった、美郷町にとっては、本当に一大事業なんですよ。その中に念願であった図書館というものを、町立図書館というものを設けていった。この図書館というものは、今この建設に対して、ほいじゃあ図書館を中に入れようという話ではなくて、図書館というものは、ずっと検案事項で、ひとつ美郷町にほしかったわけですよ。ということは、この図書館に対して、どのぐらいの利用人数というものを把握して、今回の設計に入れたかとかですね。さっき言った職員の人数、嘱託2名と3人ですか、行政職でおくというような計画もあると思いますけども、そういったものをすべて、そこら辺から出てくるものじゃないですか、利用人数から。それが全然なくてですね、他のどういった計画をされたんかいうのを疑問に思うんですけども、どうですか、その辺の考え方は。

●佐竹議長

番外、教育長。

●田邊教育長

想定人数の件でございますが、今の全国で一番利用されておる図書館が、人口5万人で、年間50万人。だそうです。約10倍です。今、図書館の中で色々想定しておるのは、人口2倍ぐらいが来ていただければかなりいい図書館だよというふうに言われております。勿論それを想定してやっていきたい訳でございますけども、中々色々な事情が、遠いということもございます。今回あの、みさと本の森につきましては、インターネットで本が予約出来ます。学校、図書館とも繋がってます。インターネット入るとこなら、どこでも出来ます。それで、君谷地域とか比之宮地域はかなり遠ゆうございますので、そこで予約されたお客様は、公民館まで本を届けるように、今、仕組みを考えて、図書館管理システムを行っています。そういった利用も想定しておりますが、詳しい人数は出しておりませんが、できるだけ美郷町民のためにですね、本を有効に利用してもらうために、色々なことを考えて頑張っていきたいというふうに思っております。議員の皆様方も、ご支援をよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

1 番。

●原議員

そういった利用を増やしていく中でですね、先程も言いましたけど、今のところ6時の閉館いう事ですね、まあ委員会のお考えでは、小中、中学生なんかについてもですね、月曜日は、部活がないから月曜日に借りに来れば良いというような、お考えみたいでございませけども、出来ればですね、もう1時間延ばしてですね、中学生にももっと借りやすい時間帯をつくるだとか、ああいうことを先ずしないとですね、お考えになつとる利用率というのは、出来ないんじゃないかなというふうに思いますけども、いかがですか。

●佐竹議長

番外、教育長。

●田邊教育長

閉館の6時でございませが、子供達は、中学校が6時半まで部活がございませ。6時半には、スクールバス、公共交通等で皆帰宅をいたしませ。あくまでも、下校時間というのは、もう途中で寄り道をしないで、早く家に帰りませようという時間です。したがいまし、この県下の図書館の開館時間を全部比較しませと、平均の終わりの時間が17時56分。6時までになります。町村部はほとんどが5時、5時15分、5時半、6時となつてませ。市部のど真ん中の方にあるところが7時まで営業してませ。この営業時間につきまし、ああ、開館時間につきましても、図書館を委員会の方で色々協議いたしましませが、この6時は全員一致でこの時間にしておひませ。それと、休館日ですが、これについては月曜、火曜と色々な意見が出まし、色々想定をして月曜日が学校職員会がひませるので、早く終わるんで来れると、火曜日の休館日はユートピアが休みだし、とか色々な兼ね合ひがひませ、とりあえず火曜日休館で、10時、18時でやってみようと、これ、別にずっと、一生涯これという訳ではありませ。色々な利用者の皆さんの要望を聞いて随時、柔軟に変更できるように、運営規則の方で決めていきたいというふうに思ひしておひませ。以上です。

●佐竹議長

1 番。

●原議員

図書館の協議会が云々ではないんですよ。僕が言ひてひるのはですね。僕が言ひてひるのは、他所の市町村も関係ないですよ。美郷町がせつかくこういつた良い、教育長も念願であつた、出来たわけですよ。県下でも最後ですかいいね。最後から2番目ですよ。知夫があつたんか。で、そういったようなことがあるんですけども、これをより良くですね、使ひ、利用してもらひようように考えることが大事じゃないかという事を僕は言ひとるんですよ。他の町村の時間帯なんか、全然関係ないですよ。そこら辺を理解して下さい。あのいいです。だけえ、それを考えてですね、今後考えてやっていただきたいというふうに思ひ

ます。

●佐竹議長

他に質疑ありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第49号の質疑を終わります。続きまして議案第50号、美郷町農業生産施設条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を許します。質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第50号の質疑を終わります。続きまして、議案第51号、平成27年度美郷町一般会計補正予算第1号について、質疑を許します。質疑をされる方は、ページ数を言ってからお願いします。質疑はありませんか。

●佐竹議長

1番。

●原議員

校務員の雇用ということが、嘱託であったと思います。ちょっと何ページだったか、今ちょっと出てきませんが、町長、町長、今、町の職員はどういう職種があるかご存知ですか。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

職種でございますけれども、一般職とですね、技術職でございます。

●佐竹議長

1番。

●原議員

それじゃあ、今年度からですね、せっかく正職員で校務員という職をですね、雇ってやったわけです。それを本庁の方に引き上げてですね、学校校務員を嘱託職員でやられるわけです。嘱託職員です。正職員を引き上げて、その職種に向けて嘱託職員を置くわけです。責任のない。そのことについてどう思われますか。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

今、原議員の質問でございますけれども、嘱託職員も一緒にですね、職員として採用しておるところでございます。

●佐竹議長

1 番。

●原議員

それは働いておる責任としてはですね、職員としての責任としてはですね、正職員も嘱託職員も臨時職員も同じ気持ちですね、業務にあたらなといけないという事はわかります。しかしながら、これは地方自治法、地方公務員法そういったものを、各そういった法律ですね、正職員にきなさいよといって、今、課長さんらもおられますけども、職員を採用しとるわけですよ。学校校務員についても、そりゃあ正職員で採用してきたわけですよ。お解りですか。それと運転手についても、今、採用されてますよね。公用車運転手。町長車運転手、おられますよね。それも全部職員として採用しとるんです。ちゃんと身分を保障して採用しとるんです。それを何故あえて、その校務員を臨時職員にしたのか、そこを教え下さい。

●佐竹議長

ちょっと待って下さい。今は、議案 50 号の質疑でございますので、

●原議員

補正予算です。

●佐竹議長

50 号の質疑です。

●原議員

はい。

●佐竹議長

これの、この関係の。

●佐竹議長

はい。1 番。

●原議員

補正予算で、この校務員を臨時職員の給与をあげとられるんですよ。校務員が嘱託職員であった訳ですよ。ですから、そここのところを何で嘱託職員をあえて正職員がおるのに、正職員引き上げて嘱託職員を雇うのかという事を聞いておるんです。補正予算の中です。

●佐竹議長

番外、副町長。

●樋ヶ副町長

説明をさせていただきます。議員の皆さん方もご存じのとおり、行政の事務の内容につきまして、煩雑をきわめているということで、定数管理を行っておるところでありまして、現在、教育長さんを除くと、98名の職員体制でやっております。中々、新規採用職員も、こここのところ5名、7名、6名ということで3年間でそのように非常に多くの新規採用職員を採用もしてきております。中々、仕事も覚えていただいているところでもありますけれど

も、行政が煩雑になってることもあって、中々、役場の事務をこう処理し切れてないと、ベテランの係長なんかが非常に、こうその事務重圧に耐えながら仕事をしてるということがあって、何とか改善をしなければいけないというふうなことがあって、定数管理をしている以上、定数を増やすというご時世では、ございませんので、定数内で何とか頑張るといいう中で、工夫をした結果、学校校務員さんについては、本庁に戻っていただいて、本庁の事務をしていただくと。で、校務員さんについては、それを嘱託職員さんで補うというまあ考え方で、この度、臨ませていただいているということでございます。ご理解をいただきたいというふうに思います。

●佐竹議長

1 番。

●原議員

先ほど、一番最初に町長の方が答えしました。学校校務員さんの場合は、現業職になるんです。で、現業職と一般職員との給与は、表が違いますよね。その辺はどのようにされるんですか。

●佐竹議長

番外。副町長。

●樋ヶ副町長

こちらの方へ、本庁の方へ引き上げさせていただきました2名の職員さんにつきましては、いきなり仕事の内容が変わるといことも大変でありましょうから、関連をした学校と関連をしたような業務に、今ついでにいただいて仕事になれて頂くと、いうことをやっております。で、本年度につきましては、従来の給料を引き継いでお支払いをする形をとっておりますが、来年度からは、一般行政職に変えさせていただいて、一般行政職の給与をお支払いをするということで今、そういう方針で今、臨んでおります。

●佐竹議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので議案第51号の質疑を終わります。続きまして、議案第52号、平成27年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号について、質疑を許します。質疑をされる方は、ページ数を言ってからお願いします。質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第52号の質疑を終わります。続きまして議案第53号、平成27年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号について、質疑を許します。質疑をされる方は、ページ数を言ってからお願いします。質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第53号の質疑を終わります。続きまして、議案第54号、平成27年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、質疑を許します。質疑をされる方は、ページ数を言ってからお願いします。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第54号の質疑を終わります。続きまして、議案第55号、平成27年度美郷町国民健康保険診療特別会計補正予算第1号について、質疑を許します。質疑をされる方は、ページ数を言ってからお願いします。質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第55号の質疑を終わります。続きまして、議案第56号平成27年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について質疑を許します。質疑をされる方は、ページ数を言ってからお願いします。質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、議案第56号の質疑を終わります。続きまして報告を第1号、平成26年度美郷町一般会計繰越明許について、質疑を許します。質疑はありませんか。

●佐竹議長

8番。

●安田議員

えーとちょっと、私がようチェックせんかったんで、申し訳ないですけども、繰越明許費の関係で、すでに済んだる分を言われたと思うんですけども、あのもう一度お願いをしたいと思います。済みになっとる分。もう繰越とるけども。

●佐竹議長

番外、企画財政課長。

●窪田企画財政課長

あのお、それでは、お答えします。コミセンの工事の方は既に29日竣工検査を終わっておると申し上げました。それから、一本木線。それから、基盤整備促進事業、この2本が既に終わっております。はい、農林水産費の方ですね。基盤整備促進事業、それから林道一本木線の2カ所でございます。

●佐竹議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので、報告第1号の質疑を終わります。続きまして報告第2号、平成26

年度美郷町簡易水道事業特別会計繰越明許費について、質疑を許します。質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので報告第2号の質疑を終わります。続きまして、報告第3号、平成26年度美郷町下水道事業特別会計繰越明許費について、質疑を許します。質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

ないようですので報告第3号の質疑を終わります。

日程第3、議案の委員会付託を議題といたします。議案第44号から議案第55号までの条例案について、別表によりそれぞれの委員会に付託いたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上で議案の質疑はすべて終了いたしました。本日の議事日程は、すべて終了しました。

次の会議は、15日の月曜日、定刻より開きます。

本日はこれもちまして散会といたします。ご苦労さまでした。

(散 会 午前10時34分)